

姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画(第3期)

中間とりまとめ(案)

令和3年(2021年)12月

姫 路 市

【目次】

I	計画策定の趣旨	1
II	計画の位置づけ	1
III	計画の期間	1
IV	計画の進捗管理	2
V	計画の推進体制	2
VI	配偶者等からの暴力に関する状況	3
VII	第2期計画での主な取組内容と検討課題等	6
VIII	施策の体系	1 2
IX	施策の展開	
	基本目標1 啓発・教育の推進	
	(1) 市民等への啓発の推進	1 4
	(2) 学校等における啓発・教育の推進	1 5
	(3) 保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進	1 5
	基本目標2 推進体制の充実	
	(1) 関係機関との連携推進	1 6
	(2) 民間支援団体との連携推進	1 6
	(3) 調査・研究の推進	1 7
	基本目標3 相談体制の充実	
	(1) 相談窓口の周知	1 8
	(2) 相談体制の充実	1 9
	(3) 婦人相談員の資質向上	1 9
	基本目標4 被害者の安全確保	
	(1) 安全確保の徹底	2 1
	(2) 法律的な相談内容の支援	2 2
	(3) 情報管理の徹底	2 2
	基本目標5 自立支援体制の充実	
	(1) 生活の再建に向けた支援	2 3
	(2) 経済的支援の充実	2 4
	(3) 就労・就学に向けた支援の充実	2 4
	(4) 住宅確保に向けた支援の充実	2 4
	(5) 健康への支援の充実	2 4

I 計画策定の趣旨

配偶者や交際相手からの暴力（以下「DV」という。）は、被害者やDVを目撃した子どもの心身に深い傷を残し、人格の形成や心身の成長にも影響を与えます。

この根絶に向けては、行政や関係機関だけでなく、市民一人ひとりが、DVは身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、DVを容認しない社会の実現に向け、継続した取組を推進していかなければなりません。

本市では、DVを取り巻く環境の変化に合わせて、相談体制を強化するとともに継続的に被害者への支援施策等を推進するため、姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画（第2期）を策定し、各種施策の実施に取り組んできました。

この間、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」において、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等が適切に連携協力することが定められたほか、兵庫県のDV防止・被害者保護計画も改定されました。

また、JKビジネスやAV出演強要被害、人身取引被害などの新たな課題の発生やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の急速な広がり等、社会情勢も変化しています。

この度、現行計画（第2期）の期間が満了することから、このような状況を踏まえ、相談体制の強化や被害者への支援の充実とともに、若年層に対するDVに関する教育や予防啓発を推進するなど、本市のDV対策を着実に実施していくため、第3期計画を策定するものです。

II 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく計画であり、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」の政策のひとつ「人権尊重社会の形成」の実現に向けた、「人権侵害への対応策の充実」に関する取組の方向性を定める計画とします。なお、策定に当たっては、「姫路市男女共同参画プラン2022」及びその他の関連計画の内容と整合を図ります。

III 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までとします。なお、計画期間内であっても、社会情勢の変化やDV防止法の改正、国の基本方針や県の基本計画の見直し等の盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

IV 計画の進捗管理

本計画に掲げる施策の進捗状況を把握するとともに、効果的な推進を図るため、次の項目について、実績の推移等を継続的に注視していきます。

	項 目	現状値 (令和2年度)
1	姫路市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数	延べ454件
2	啓発ポスター、DV相談カードの商業施設等への掲示、配置件数	掲示 2か所 配置件数 18か所
3	デートDVに関する市政出前講座の実施回数	1回
4	保護命令申立て時の支援件数	10件
5	市職員向けの研修開催件数、受講者数	—

V 計画の推進体制

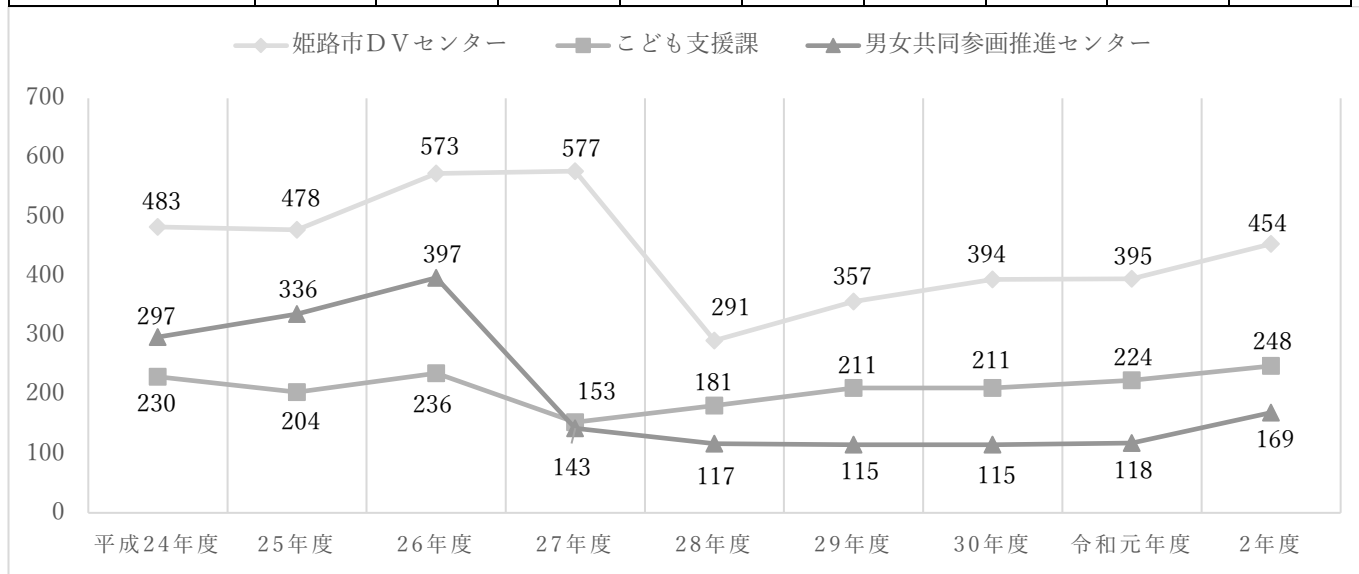
この計画を着実に推進するため、有識者や関係機関等で構成される会議において、計画の進捗状況を確認し、課題と施策の検討を行います。

VI 配偶者等からの暴力に関する状況

～姫路市配偶者暴力相談支援センター（以下「姫路市DVセンター」という。）等の相談実績等について～

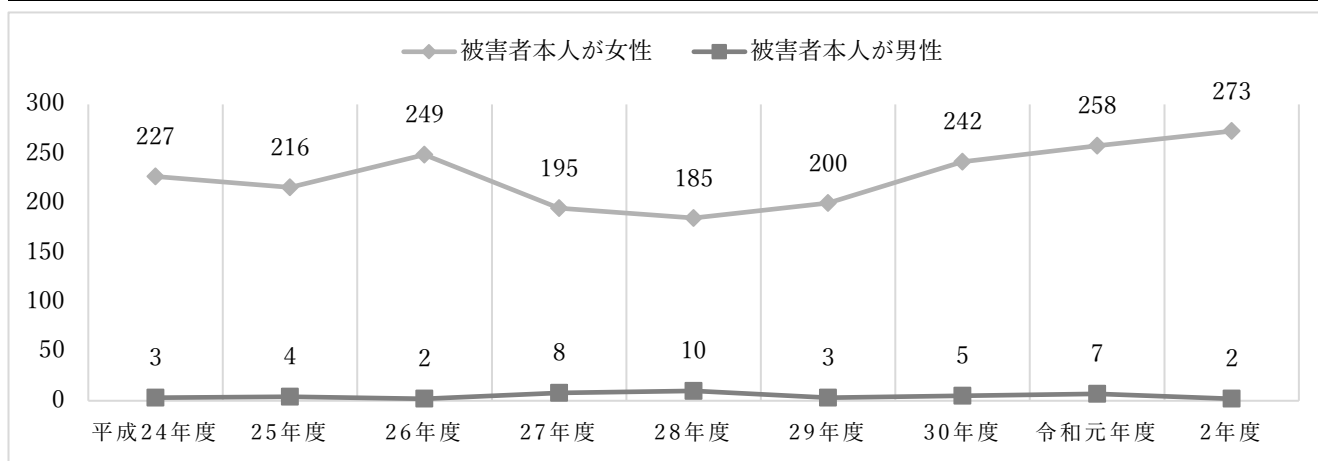
(1) 本市のDVに関する相談者数（延べ）

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
姫路市DVセンター	483	478	573	577	291	357	394	395	454
こども支援課	230	204	236	153	181	211	211	224	248
男女共同参画推進センター	297	336	397	143	117	115	115	118	169
合 計	1,010	1,018	1,206	873	589	683	720	737	871

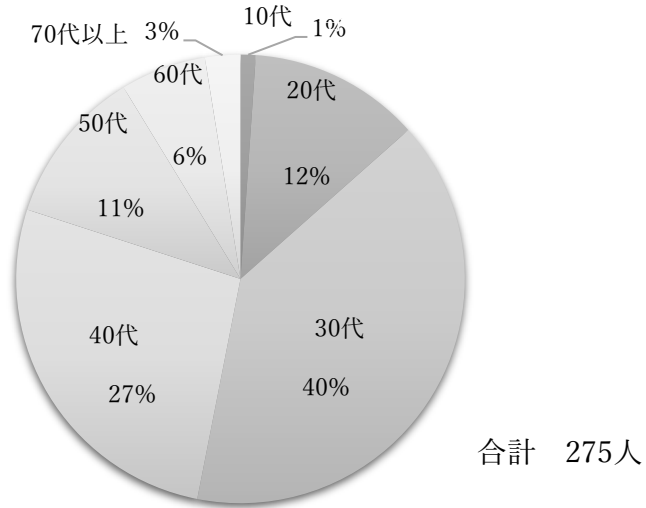


(2) 姫路市DVセンター相談者の実人数

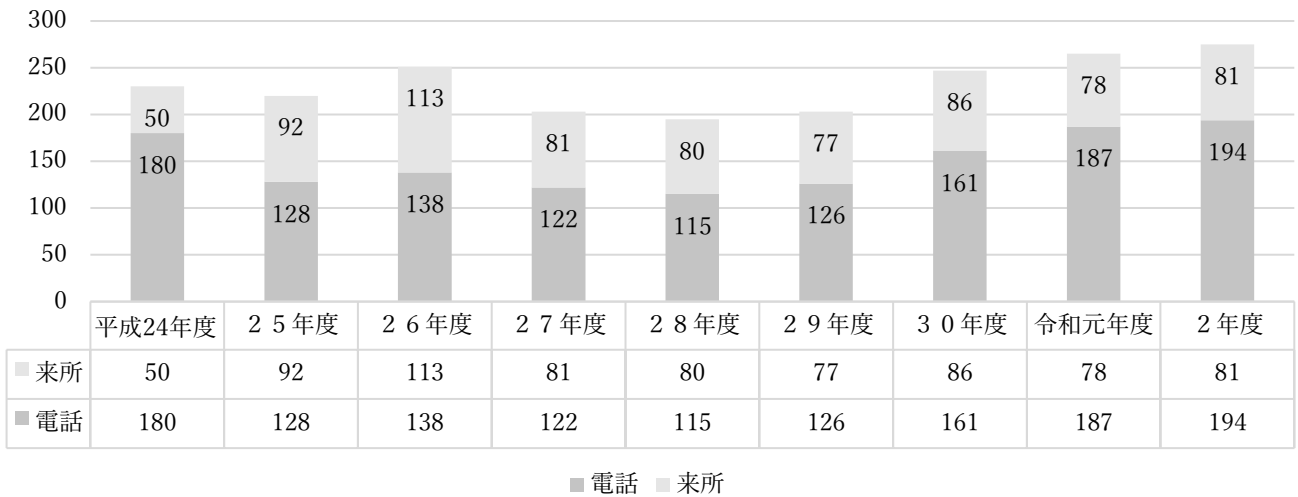
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
被害者本人が女性	227	216	249	195	185	200	242	258	273
被害者本人が男性	3	4	2	8	10	3	5	7	2
合 計	230	220	251	203	195	203	247	265	275
うち、被害者が外国人	7	6	7	3	8	5	8	11	12



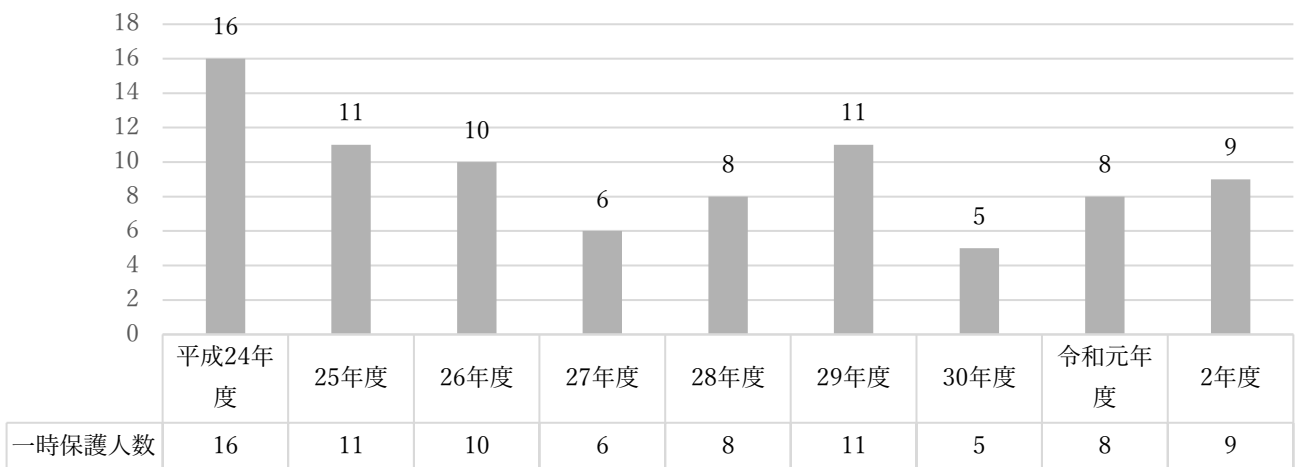
(3) 姫路市DVセンター相談者の年齢分布 (令和2年度)



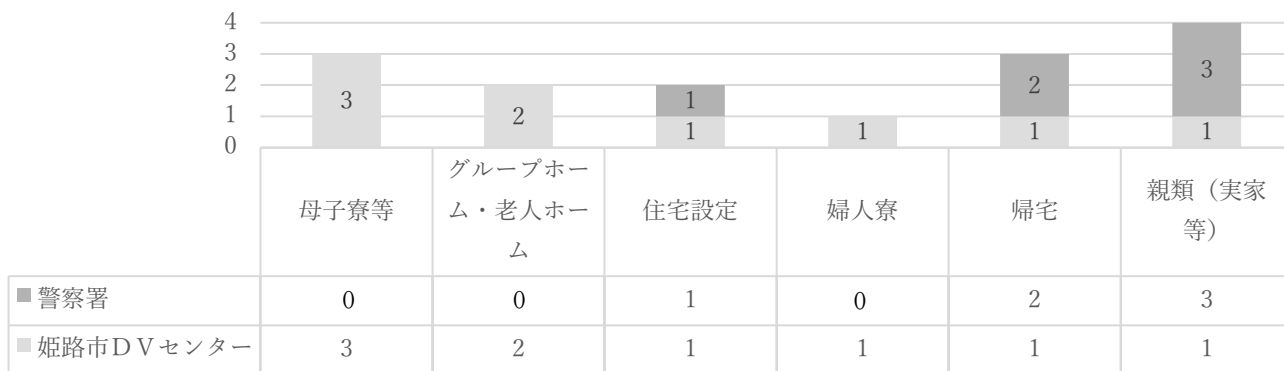
(4) 姫路市DVセンター相談者の相談経路



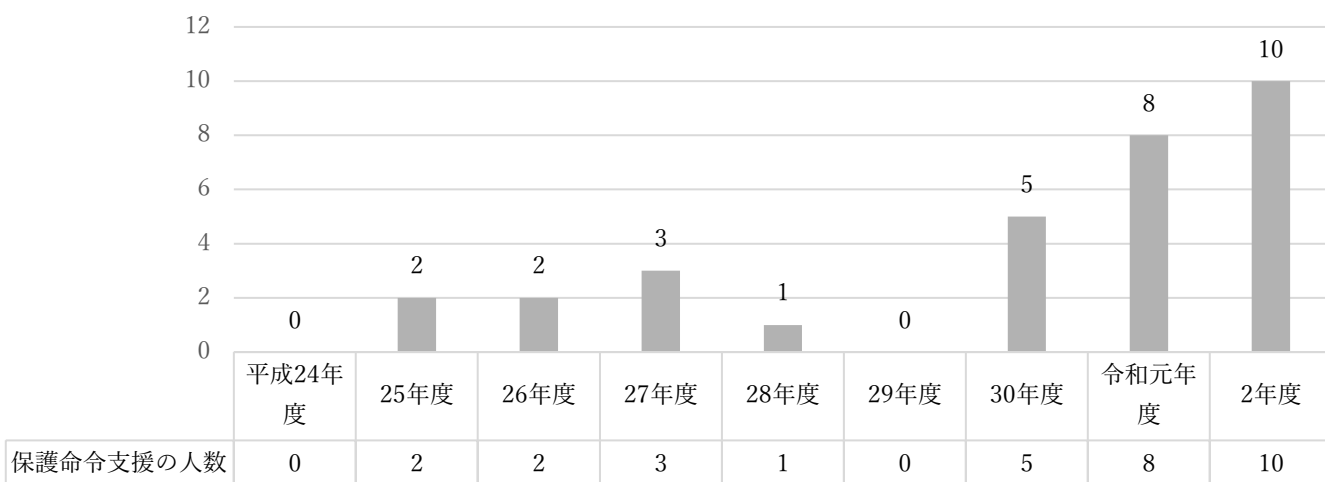
(5) 姫路市DVセンター相談者の一時保護人数



(6) 一時保護後の行先（令和2年度）



(7) 姫路市DVセンターの保護命令支援の人数



Ⅶ 第2期計画での主な取組内容と検討課題等

計画の進捗だけではなく、相談実績やアンケート等の内容も含めて検討し、計画の施策体系に沿って、計画期間内に実施した主な取組と検討課題をあげた。

基本目標1 相談体制の充実

- (1) 相談体制の充実
- (2) 相談窓口の周知
- (3) 相談員の資質向上

《主な取組内容》

- 「姫路市配偶者暴力相談支援センター」に、婦人相談員4名を配置し、相談体制を強化するとともに一時保護を含む緊急対応や自立に向けた支援を行った。
- 相談の内容に応じて、日本司法支援センター(法テラス)や弁護士相談、外国人相談などの相談窓口を案内した。
- DV防止啓発冊子、相談案内冊子、DV相談案内カードを作成し、市の窓口や医師会、民間施設等に配布した。
- 新たに開設されたショッピングモールを含む3商業施設の計18か所にDV相談案内カードを設置した。
- 婦人相談員は、国や県などが実施する婦人相談、DV相談等の研修に参加するとともに、その内容を相談員間で共有し、被害者支援対応スキルの向上に努めた。
- 処遇の困難なケースは、関係課職員と連携するなどし、組織的に対応した。

《検討課題等》

- 新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化などにより、DVの増加や潜在化が懸念されているため、さらに啓発活動を行い、相談を躊躇している人に姫路市配偶者暴力相談支援センターへの相談を促すとともに、相談体制の強化も検討する必要がある。
- 相談件数は増加傾向にあり、被害は複雑化するとともに、被害者の置かれている状況や望む支援の内容も多様化しているため、相談員がこれらの相談に対応できるよう婦人相談等実績がある民間機関と連携し、相談スキルを向上させる必要がある。
- 若年層を念頭においたメール等での相談の実施を検討する必要がある。

- 将来的に十分な相談体制を維持できるように、婦人相談員のなり手不足、短期での離職等に対する対応策を検討する必要がある。
- さまざまな困りごとを抱える方に対応するため、関係機関と連携する必要がある。
- 離婚、親権問題など法律関係が複雑な相談もあるため、婦人相談員と弁護士との連携を強化する必要がある。
- 婦人相談員が適切で統一的な対応が行えるよう、現行計画で作成を計画している婦人相談員マニュアル等を活用する必要がある。

基本目標 2 被害者の安全確保

- (1) 安全確保の徹底
- (2) 法律的な相談内容の支援
- (3) 情報管理の徹底

《主な取組内容》

- 一時保護が決定した被害者を県の一時保護所に入所させる際、婦人相談員が同行し、安全に保護されるように支援した。また、子どもが同伴の場合、一時保護施設まで公用車で移送した。
- 来所した被害者が、所持金を持たない場合、県の一時保護所までの交通費を支給した。また、一時保護所には入所しないが、一時的避難が必要な被害者のための宿泊費用を準備した。
- 精神的な障害を持っている被害者、多くの子どもを抱える被害者、妊娠している被害者など個別の事情に応じて、通院時や出産時の病院への同行を含め、医療機関や関係各課と連携して対応した。
- 県の配偶者暴力相談支援センターがまとめたヒヤリハットの事例を参考に、被害者の安全確保、情報管理等を再確認した。
- 警察との連携を密にし、加害者の現状確認等に努めた。
- 保護命令制度の利用についてのアドバイスや書面作成の支援、裁判所への同行支援を行った。
- 住民基本台帳事務におけるDV支援措置を希望する被害者に対し、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付について制限をした。
- 関係各課との情報のやり取りは、加害者に情報が漏れないように被害者の情報管理を徹底した。
- 被害者が所持するマイナンバーカードの取扱いについて適切なアドバイスを行った。

《検討課題等》

- 加害者に見つかり、深刻な事態に発展する可能性が大きいため、安全確保には万全の配慮が必要である。来所における相談や諸手続においては、ワンストップで対応できる配慮が必要である。
- 個人情報の取扱いについては、全庁的に徹底されているが、DVに関する情報については特に注意が必要である。
- 服用している薬がある被害者が一時保護所に入所する際には、当該薬の持参が必須であるため、薬の処方等について医療機関と連携を図る必要がある。

基本目標 3 自立支援体制の充実

- (1) 生活の再建に向けた支援
- (2) 住宅確保に向けた支援の充実
- (3) 経済的な支援の充実
- (4) 就労に向けた支援の充実
- (5) 精神面への支援の充実
- (6) 子どもへの支援の充実

《主な取組内容》

- 児童手当、子どもの就学、保育所の入所申込み、加害者の扶養家族となっている場合の社会保険の離脱、国民健康保険・国民年金の加入、生活保護制度等の手続に関する説明や窓口同行等の支援を個々の状況に応じて実施した。
- 母子・父子自立支援員や就労相談員と連携しながら、ハローワークとも協力し、就職につながるよう支援した。
- 子どもがいる被害者には母子生活支援施設への入所とその後の自立に向けた支援を行った。
- 転出した被害者については、避難のための新たな住居を確保するとともに、継続的に支援を受けられるよう、本人の了解を得て、転出先の配偶者暴力相談支援センター等へ支援を引き継いだ。

《検討課題等》

- 被害者の心身の健康回復には時間を要するため、カウンセリングを長期的に受けられる取組が求められている。また、母子関係への支援や子どもへの心理的ケアについても検討が必要である。
- 被害者は、避難後の生活再建に向けて、住居の確保や子どもの就学の問題など複数の問題を抱えていることが多いので、関係機関と連携して相談支援を行う必要がある。
- 避難した被害者は、就学前の子どもがいる場合も多く、勤労時間が制約されるなかで就職先を見つけることが困難であるため、ハローワークなどの関係機関との連携が必要である。
- 自立のために働きたくても、企業等での就労経験が少ないと、就職へのハードルが高いため、就労経験がなくても働ける企業の情報収集や就労体験の場の提供についても検討が必要である。

基本目標4 啓発・教育の推進

- (1) 市民等への啓発の推進
- (2) 学校等における啓発・教育の推進
- (3) 保健医療機関、福祉関係者等への啓発の推進

《主な取組内容》

- 担当職員がコミュニティ FM に出演し、姫路市配偶者暴力相談支援センターの取組について周知を図った。
- 市役所の新規採用職員に対してDV研修を実施した。
- 市内の高校生を対象にした市政出前講座において、デートDVの現状と対応などを紹介した。
- DVに関する内容を盛り込んだ男女共同参画啓発資料を教育委員会を通じて、中学1年生に配布した。

《検討課題等》

- 全国の配偶者暴力相談支援センターの相談件数の増加に比べ、本市の相談件数の増加が緩やかなことから、相談にまで至っていない案件がある可能性があるため、さらに啓発活動を行い、相談を躊躇している人に姫路市配偶者暴力相談支援センターへの相談を促す必要がある。
- 相談件数が増加傾向にあることから、啓発活動に一定の効果があったものと思われるが、さらにDVについての理解が進むように、繰り返し啓発を行うことや、新たな周知方法を検討する必要がある。
- 若年層へのDV防止啓発を図るため、小・中・高等学校での啓発活動に加え、大学、短期大学などでの啓発活動も検討する必要がある。
- DV被害者に接する機会のある医療従事者や福祉関係者に対し、DVに対する理解を深めるとともに、DVの早期発見に資する研修を実施していく必要がある。
- 個別企業向けのDV研修会の開催やDV研修会を実施する企業への支援策を検討する必要がある。

基本目標 5 推進体制の充実

- (1) 民間支援団体との連携や機能の活用
- (2) 関係機関との連携推進
- (3) 調査・研究の推進

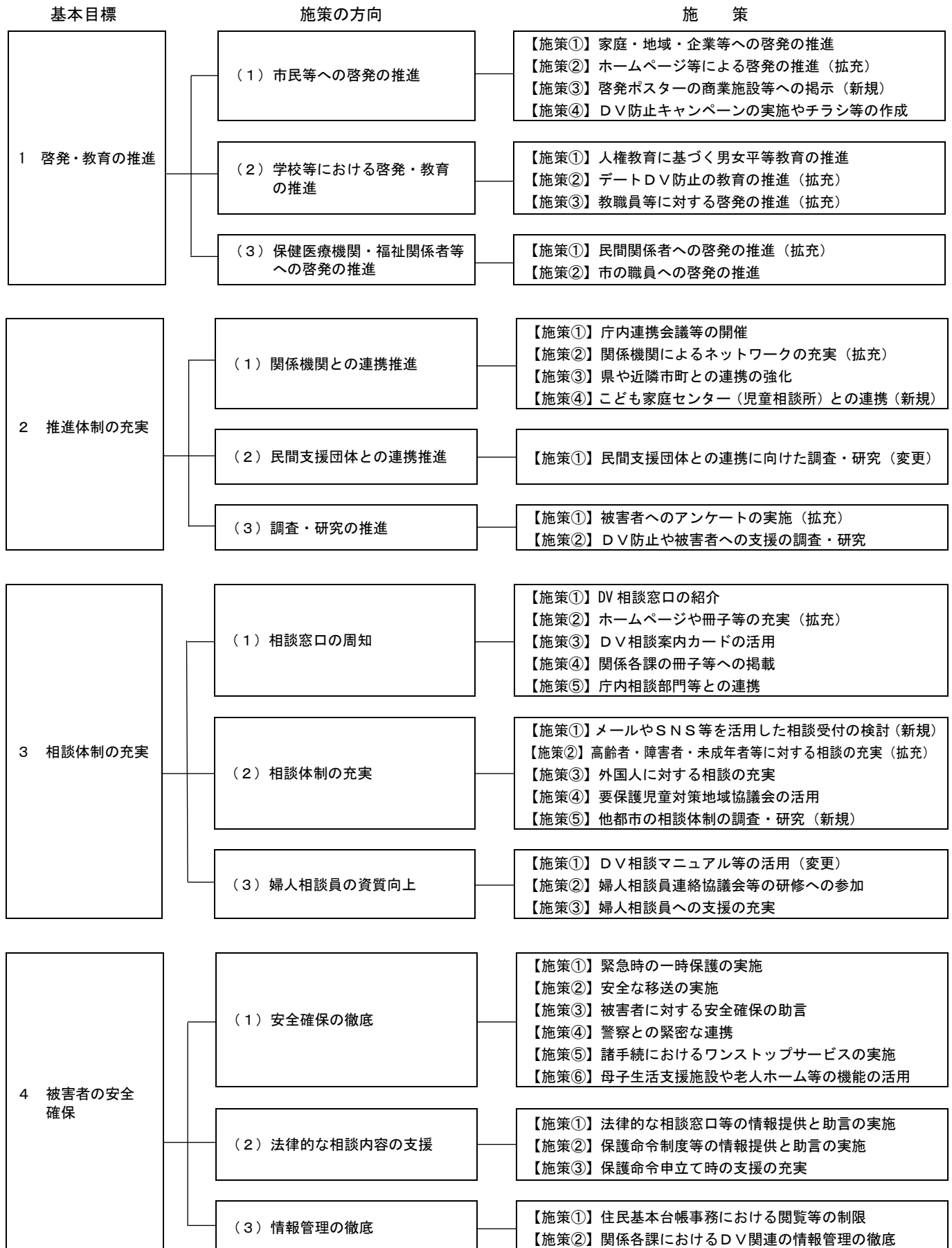
《主な取組内容》

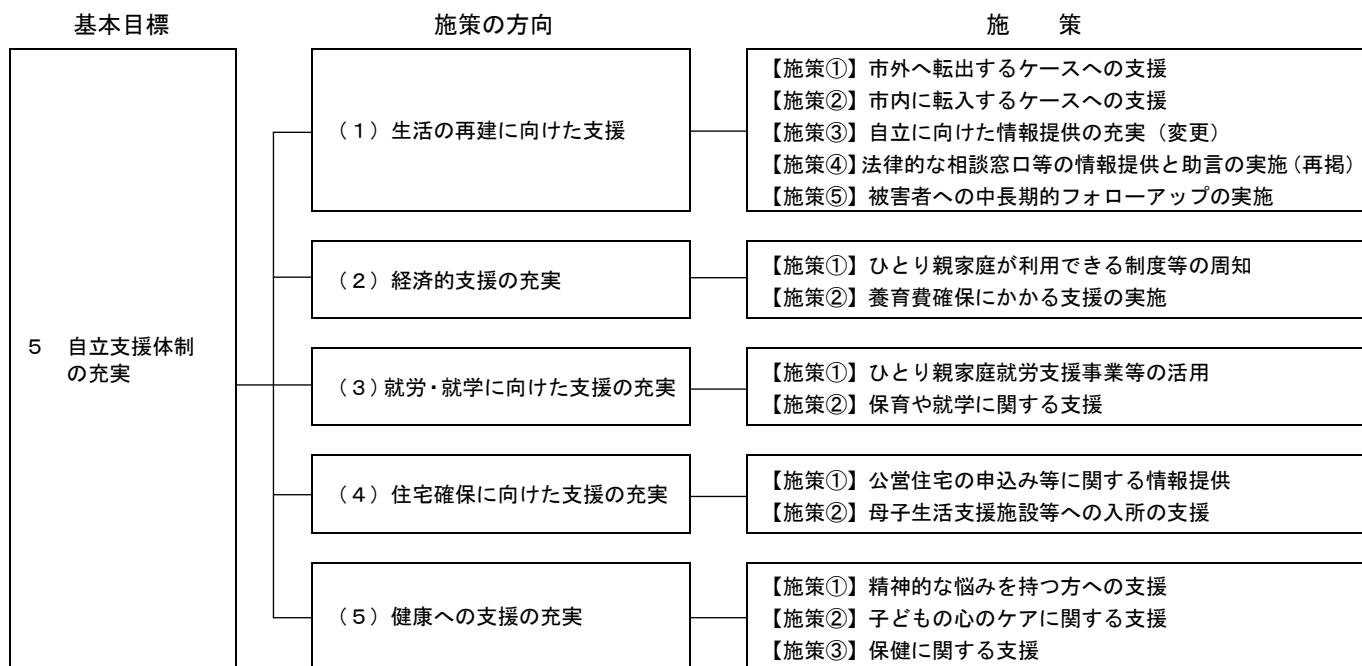
- 平成30年度に兵庫県配偶者暴力相談支援センター連絡会議を姫路で開催した。(16市町と兵庫県、兵庫県警が参加)
- 多くの関係機関が参加する中播磨DV相談ネットワーク会議(兵庫県主催)に参画し、情報交換や協議を行った。
- DV対策基本計画懇話会を開催し、基本計画に関する進捗状況の報告や情報交換等を行った。
- DV被害者が市外へ転出するケースや市外から転入してきたケースについては、転出先又は転入前の配偶者暴力相談支援センター等と連携し、福祉サービス等の利用が継続できるよう調整を行った。

《検討課題等》

- DV防止法の改正により、配偶者暴力相談支援センターが相互に連携すべき関係機関として児童相談所が加わったことから、連携を一層強化する必要がある。
- 効果的な支援には、関係機関との協力が欠かせないので、関係機関との連携体制を維持・強化する必要がある。
- DV防止の啓発や被害者支援の担い手となる民間支援団体の育成支援について、調査・研究をする必要がある。

Ⅷ 施策の体系





Ⅸ 施策の展開

基本目標 1 啓発・教育の推進

DV防止法の施行や姫路市配偶者暴力相談支援センターの設置等に伴い、DVについての認知度及び関心は徐々に高まっています。ただ、DVは家庭内の問題と捉える傾向や、その背景となっている固定的な性別役割分担の意識は依然として残っています。そのため、家庭・地域・企業等において、DVに関する一層の啓発・教育が求められています。

姫路市配偶者暴力相談支援センターの利用者を対象にしたアンケートからは、暴力を受けている被害者は、友人からの示唆や指摘、婦人相談員の助言等により、自分がDV被害者であることに気づいたことが明らかになっています。また、令和3年3月の内閣府の調査結果では、配偶者からの暴力被害を相談しなかった理由として、男女とも、「相談するほどのことではないと思ったから。」が最も多い回答となっています。

このような状況から、自分が受けている暴力がDVに当たることに気づくきっかけづくりや、相談窓口への誘導が大切です。

幼少期からのしつけと称した暴力や面前DV等が生じている望ましくない環境から子どもたちを守り、デートDVや将来のDVをなくすため、中学生、高校生、大学生等の若年層に対する人権の尊重やDVに対する意識啓発も重要です。

《施策の方向》

(1) 市民等への啓発の推進

【施策①】 家庭・地域・企業等への啓発の推進

家庭・地域・企業等においてDVに関する理解を深めるため、啓発冊子の配布を行います。また、地域や職場でのDV防止講座の実施などの啓発活動を行います。

【施策②】 ホームページ等による啓発の推進（拡充）

姫路市配偶者暴力相談支援センターのホームページに、DV防止の啓発内容を掲載し、DVについての理解が進むよう取り組みます。また、SNS等を活用した新たな啓発方法を検討します。

【施策③】 啓発ポスターの商業施設等への掲示（新規）

DV防止の啓発ポスターについて、市の施設だけでなく、市民の目に触れやすい商業施設等への掲示に取り組みます。

【施策④】 DV防止キャンペーンの実施やチラシ等の作成

内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」（11月）にあわせ、ホーム

ページでの情報発信やパープルリボンの配布などDV防止キャンペーンを実施します。また、他のリボンキャンペーンと一体的に啓発やチラシの作成を行うなど、効果的な啓発活動を実施します。

(2) 学校等における啓発・教育の推進

【施策①】 人権教育に基づく男女平等教育の推進

互いに人権を尊重し合う社会の構築を目指した人権教育を基盤にし、DVの背景にある女性差別や固定的性別役割分担の意識を是正する男女平等教育を児童・生徒の発達段階に応じて推進します。

【施策②】 デートDV防止の教育の推進（拡充）

中学生や高校生を対象に、人権教育や男女平等教育の一環として、啓発冊子や市政出前講座等を活用しながら、同意のない性交渉が性的暴力であることなどデートDVを防止するための教育を進めます。また、市内の大学にも啓発を行うほか、若年層が集うイベントでも啓発冊子を配布します。

【施策③】 教職員等に対する啓発の推進（拡充）

子どもの支援者となる教職員や保育士、スクールカウンセラー等がDVに関する理解を深めることができるよう研修を推進します。特に教員は、児童・生徒へのDV予防教育の実施やDV被害の早期発見の役割が期待されているため、教員が個々にDVに対する理解や知識を深めることができ、また、職場研修などにも活用できる啓発冊子等の作成を検討します。

(3) 保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進

【施策①】 民間関係者への啓発の推進（拡充）

民生委員・児童委員や地域包括支援センターの職員が被害者から相談を受けたときに、地域における身近な相談相手として適切に助言等の対応ができるよう研修等を実施します。また、医療関係者は、DVを発見しやすい立場にあることから、DVの早期発見や通報等について協力を求めています。

【施策②】 市の職員への啓発の推進

市の職員は、DVの予防・防止を推進する立場にあることから、新規採用職員に対してDVの基礎知識についての研修を実施します。また、市の保健・福祉担当職員は、窓口等での適切な対応が求められるため、具体的な対応方法についての研修を実施します。

被害者の保護及び支援を円滑に実施するためには、国・県・市はもとより、医療機関、警察、学校、民生委員・児童委員などの関係機関が、「配偶者からの暴力を容認しない社会の実現」という共通認識を持ち、相談、保護、自立支援の各段階において、緊密に連携し取組を進める必要があります。

また、DV防止法において、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が適切に連携協力することが定められたことに伴い、両機関がより緊密に連携し、被害者保護に取り組むことが求められています。

さらには、被害者の実態把握に努め、民間支援団体との連携など効果的な自立支援策を研究していく必要があります。

《施策の方向》

(1) 関係機関との連携推進

【施策①】 庁内連携会議等の開催

こども支援課、こども家庭総合支援室、男女共同参画推進センター等の職員や婦人相談員が集まり、計画に掲げる施策を推進するための協議、進捗管理や情報交換等を行います。また、処遇の困難なケースへの対応について、必要に応じて検討会議を行います。

【施策②】 関係機関によるネットワークの充実（拡充）

県、市町、裁判所、法務局、労働局、医師会、弁護士会、婦人保護施設などの関係機関や民間支援団体が参加する、ひょうごDV防止ネットワーク会議や中播磨地域DV相談ネットワーク会議に参画します。また、性犯罪被害や新たな課題であるJKビジネス、AV出演強要被害、人身取引被害、ストーカー被害などについて、関係機関等と連携し、適切な対応に努めます。

【施策③】 県や近隣市町との連携の強化

被害者の避難に関して、関係する他市町との連携が不可欠であり、引継ぎについても適切に対応します。また、県の所管課と情報交換を行い、被害者に対する支援策の充実を図ります。

【施策④】 こども家庭センター（児童相談所）との連携（新規）

DV防止法において、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が適切に連携協力することが定められたことから、DVと児童虐待が相互に重複して発生していることを踏まえて、こども家庭センターと連携を図ります。

(2) 民間支援団体との連携推進

【施策①】 民間支援団体との連携に向けた調査・研究（変更）

市内には、DVに関する支援や被害者の相談対応を行う民間支援団体はありませんが、今後、これらの役割を市内の民間支援団体に担っていただくことも視野に、県内で女性相談や民間シェルターの運営などを行っている民間支援団体の活動内容の調査・研究に取り組みます。

(3) 調査・研究の推進

【施策①】 被害者へのアンケートの実施（拡充）

本市で実施した被害者に対するアンケートや「県女性家庭センター一時保護所の退所者の退所後の生活実態調査」等を活用し、DV被害者支援の課題等を把握し、今後の施策の検討に活かします。

【施策②】 DV防止や被害者への支援の調査・研究

住まいや就労の確保、地域での見守りなど、被害者の自立支援策を一体的に提供できる仕組みについて検討します。

加害者を対象とした更生に向けた取組は重要な施策ですが、加害者対策はまだ確立されていません。現在、国等において、調査・研究されている加害者プログラムの動向を引き続き注視していきます。

また、男性の被害者に対する相談については、個別の事情に応じて、男性の専門職が配置されている県の相談窓口を案内します。

基本目標 3 相談体制の充実

平成 24 年度に姫路市配偶者暴力相談支援センターが設置されて以降、相談件数は増加傾向にあります。これは相談窓口が市民に周知されたことやDVに関する認知度の向上が主な要因と考えられます。

しかしながら、令和 3 年 3 月の内閣府の調査結果では、女性の 4 人に 1 人、男性の 5 人に 1 人は配偶者からの暴力の被害経験があるとのことから、相談者以外にも、家庭内で暴力を受けていながら相談することを躊躇している方が多数いるのではないかと推測されます。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化も懸念されます。

婦人相談員は、相談件数の増加や複雑多岐にわたる相談内容に適切で統一的な対応がとれるよう研修を重ね、相談員間で情報の共有化を図ることが必要です。

また、婦人相談員自身が精神的に影響を受けることもあるため、メンタルヘルスの維持や処遇困難なケースへの対応に対する連携・支援体制の構築も不可欠です。

《施策の方向》

(1) 相談窓口の周知

【施策①】 DV相談窓口の紹介

女性が抱える悩み相談などから、相談の背景にDV被害が疑われる場合は、相談者の意思を尊重しつつ、相談者にDV相談窓口を紹介し、被害者の早期支援につなげます。

【施策②】 ホームページや冊子等の充実（拡充）

配偶者暴力相談支援センターの事業をよりわかりやすく紹介するとともに、DVの気づきチェックリストや国・県のDVに関する最新情報を掲載するなど、ホームページの充実を図ります。また、適宜、冊子やチラシなどの充実を図ります。

【施策③】 DV相談案内カードの活用

DVの相談窓口を周知するため、QRコード付きDV相談案内カードの配布場所（商業施設、公共施設など）をさらに増やしていくとともに、市のイベントや事業においても配布に取り組みます。

【施策④】 関係各課の冊子等への掲載

関係各課が作成する情報提供のための冊子等に、DVの相談窓口に関する内容を掲載し周知を図ります。

【施策⑤】 庁内相談部門等との連携

市民相談センターの市民相談、保健所の健康相談その他の各種相談窓口などにおいて、相談者にDV被害が疑われる場合は、関係機関が相互に連携して慎重に対応します。

(2) 相談体制の充実

【施策①】 メールやSNS等を活用した相談受付の検討（新規）

若年層に対する相談受付体制の充実を図るため、電話相談に加え、メールやSNS等を使った相談受付の実施について、具体的な課題や効果等の検討を行います。

【施策②】 高齢者・障害者・未成年者等に対する相談の充実（拡充）

高齢者や障害者が被害者の場合、介護の必要性など本人の状態を踏まえ関係各課が連携して対応します。未成年者や妊婦など特に配慮が必要な被害者の場合は、関係機関と十分に協議を行います。

また、性的マイノリティとされる被害者からの相談に対応するため、婦人相談員の研修機会の確保に努めるとともに、関係機関と連携して対応します。

【施策③】 外国人に対する相談の充実

被害者が外国人である場合でも支援につなげることができるよう、外国人向けリーフレット等を活用し、相談窓口の周知を図るとともに、必要に応じ「姫路市外国人相談センター」とも連携して被害者の支援を行います。

【施策④】 要保護児童対策地域協議会の活用

婦人相談員は、児童虐待の加害者である母（父）もDV被害を受けているかもしれないという視点を持ち要保護児童対策地域協議会に出席し、被害者の早期支援につなげます。

【施策⑤】 他都市の相談体制の調査・研究（新規）

新型コロナウイルス感染症の影響による生活の変化等により婦人相談員が対応する相談内容の複雑化等が懸念されるなか、婦人相談員に過度の負担がかからないような相談体制を維持しつつ、相談者がいつでも安心して相談できるよう他都市の状況を調査・研究し、相談体制の充実に取り組みます。

(3) 婦人相談員の資質向上

【施策①】 DV相談マニュアル等の活用（変更）

相談者の立場に立った適切で統一的な対応が行えるよう、県のDV相談マニュアルや国の「婦人相談員 相談・支援指針」を活用します。また、法改正、制度改正等の情報についても、婦人相談員間で共有し、相談に活用しま

す。

【施策②】 婦人相談員連絡協議会等の研修への参加

婦人相談員等は、婦人相談員連絡協議会等が主催する研修に積極的に参加し、他市町の婦人相談員との情報交換を通して相談業務の参考にするとともに、知識の向上や業務の改善につなげます。研修で学んだ内容は、婦人相談員間で共有し、相談に活用します。

【施策③】 婦人相談員への支援の充実

婦人相談員が相談者と同じような心理状態に陥ったり、業務を抱え込んだ状態にならないよう、職場研修や婦人相談員に対する個別相談を実施します。

また、専門的な法知識が必要となる相談については、法制担当課の協力を得て対応します。

基本目標 4 被害者の安全確保

緊急性、危険性が高い被害者の安全確保には、警察への相談を案内するとともに、一時保護が必要な場合、一時保護を行う県の女性家庭センター一時保護所と連携し、被害者の安全確保を最優先に考えなければなりません。

また、一時保護を必要としない場合でも、万が一に備え、警察への110番登録や避難の準備についての関係機関との連携、さらには状況に応じて裁判所が行う保護命令制度について情報提供が必要です。

被害者に関する情報の管理には細心の注意を払うとともに、相談や諸手続に対する被害者の負担を軽減する配慮が必要です。

《施策の方向》

(1) 安全確保の徹底

【施策①】 緊急時の一時保護の実施

緊急時の一時保護は、県の女性家庭センター一時保護所に依頼しています。一時保護所では、常用薬の持参が必要となるため、被害者のかかりつけ医との調整を行います。

【施策②】 安全な移送の実施

一時保護所への移動の際は、安全を確保するため、婦人相談員等が同行し、移動に必要な現金がないときは、交通費を助成します。

また、被害者の状況に応じて、自動車による移送を行います。

【施策③】 被害者に対する安全確保の助言

被害者の居場所等が加害者に知られないよう、スマートフォン等の情報機器の使用について注意を促すなど、安全のための対応策について助言を行います。

【施策④】 警察との緊密な連携

相談段階から一時保護までの間において、被害者に暴力や生命の危険が迫っているときは、警察と緊密な連携を取り対応します。夜間・休日の相談や一時保護所への入所の対応は、警察において県の配偶者暴力相談支援センターと連携して対応します。

【施策⑤】 諸手続におけるワンストップサービスの実施

日頃から関係機関がリスクに対して意識を高く持って対応するとともに、被害者の安全確保や負担の軽減を図るため、庁内の諸手続についてワンストップサービスに取り組みます。

【施策⑥】 母子生活支援施設や老人ホーム等の機能の活用

一時保護までの必要がなく安全が確保されているケース等においても、幅広い処遇の確保の観点から、母子生活支援施設や老人ホーム等におけるショートステイの利用を被害者と一緒に検討します。

(2) 法律的な相談内容の支援

【施策①】 法律的な相談窓口等の情報提供と助言の実施

被害者から離婚や子どもの親権など、法律的な相談の希望があった場合は、法律の専門家に相談するよう助言するとともに、市民相談センター、男女共同参画推進センターの女性のための相談室（法律相談）、こども支援課の養育費等に関する専門相談（法律相談）、日本司法支援センター（法テラス）等の相談窓口について情報提供を行います。

【施策②】 保護命令制度等の情報提供と助言の実施

身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受け、被害者が重大な危害を受ける恐れのある場合に利用できる保護命令制度について情報提供を行うとともに、つきまといやストーカー行為に対する助言を行います。

【施策③】 保護命令申立て時の支援の充実

被害者が保護命令の申立てを行う意向があるときは、書類作成の助言や裁判所等への同行支援を行います。

(3) 情報管理の徹底

【施策①】 住民基本台帳事務における閲覧等の制限

被害者から住民基本台帳事務におけるDV支援措置の申出を受け、措置の必要があると判断した場合は、被害者の現住所が知られないように、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付などを制限します。

【施策②】 関係各課におけるDV関連の情報管理の徹底

国民健康保険、国民年金、市民税など、個人情報に係る事務処理を行う関係各課は、DVに関する情報管理の徹底を図ります。また、マイナンバーについての情報管理も厳重に行います。

被害者が、社会的に自立して安全な生活を送れるようにするためには、住宅の確保、就労支援、心のケアなど、様々な関係機関の支援が必要です。被害者一人ひとりのニーズに合わせた切れ目のない支援を行うため、関係機関が連携し、一体となって被害者を支援していくことが不可欠です。

市内に転入してきた被害者の場合、転入前の配偶者暴力相談支援センター等と連携しなければなりません。

また、子どものいる被害者の支援にあたっては、間近に暴力に接してきた子どもへの心理的ケアなどのフォローを充実させていくことも必要です。

《施策の方向》

(1) 生活の再建に向けた支援

【施策①】 市外へ転出するケースへの支援

被害者が避難先として市外に転出する場合は、本人の意思を尊重した上で、転出先の配偶者暴力相談支援センター等に本人の状況についての情報提供を行い、転出先での自立支援につなげていきます。

【施策②】 市内に転入するケースへの支援

被害者が避難先として市内に転入する場合は、転入前の配偶者暴力相談支援センター等からの情報に基づき、各種手続や就労等について支援を行います。

【施策③】 自立に向けた情報提供の充実（変更）

ひとり親家庭が対象となっている各種制度や相談窓口についてまとめた「ひとり親家庭応援ハンドブック」をこども支援課のほか、各支所、出張所等で配布するなど、被害者が自立した生活を送れるよう情報提供の充実に努めます。

【施策④】 法律的な相談窓口等の情報提供と助言の実施（再掲）

被害者から離婚や子どもの親権など、法律的な相談の希望があった場合は、法律の専門家に相談するよう助言するとともに、市民相談センター、男女共同参画推進センターの女性のための相談室（法律相談）、こども支援課の養育費等に関する専門相談（法律相談）、日本司法支援センター（法テラス）等の相談窓口について情報提供を行います。

【施策⑤】 被害者への中長期的フォローアップの実施

児童扶養手当を受給している被害者については、年に一度の現況届の機会

を活用し、本人の意思を尊重した上で生活状況を把握し、状況に応じた助言を行うなど、継続的な支援を行います。

(2) 経済的支援の充実

【施策①】ひとり親家庭が利用できる制度等の周知

生活再建には経済的な自立が不可欠なため、ひとり親家庭が利用できる児童扶養手当、母子家庭等医療費助成制度、母子父子寡婦福祉資金貸付制度などの各種制度について情報提供や手続の支援を行います。

また、経済的に困窮する被害者へは、生活困窮者自立支援法や生活保護法等に基づき必要な支援を速やかに行います。

【施策②】養育費確保にかかる支援の実施

養育費の取決めに伴う公正証書の作成費用や養育費立替保証契約の締結に伴う初回保証料を助成することにより、養育費の受取確保を支援します。

(3) 就労・就学に向けた支援の充実

【施策①】ひとり親家庭就労支援事業等の活用

ひとり親家庭については、母子・父子自立支援員が本人の状況に応じた支援や情報提供を行います。特に、就労支援については、就労相談員がハローワークと連携し、就労先の確保に向け支援を行います。ハローワークなどが実施する各種資格取得制度等の利用の促進や本市主催の就労に関する講座の受講を勧奨します。

【施策②】保育や就学に関する支援

被害者の子どもの保育所等への入所については、優先的な利用調整を行います。子どもの就学に当たっては、安全に就学できるよう支援を行います。

(4) 住宅確保に向けた支援の充実

【施策①】公営住宅の申込み等に関する情報提供

被害者の生活の再建は、まず住宅の確保から始まります。市営住宅や県営住宅の申込みや優遇取扱いについて情報提供を行います。

【施策②】母子生活支援施設等への入所の支援

一時保護所退所後の生活の場として、母子生活支援施設や婦人保護施設への入所が望ましい被害者には、施設への入所支援を行います。

(5) 健康への支援の充実

【施策①】精神的な悩みを持つ方への支援

女性が抱える様々な悩みの相談は、男女共同参画推進センターが実施する「女性のための相談室」の利用を促します。ここでは、被害者が気持ちの整理ができるように、被害者に寄り添いながら相談に応じます。専門的なカウンセリングを希望する被害者に対しては、カウンセリングが受けられる医療機関等について情報提供を行います。

【施策②】子どもの心のケアに関する支援

DVの目撃（面前DV）等により、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を負っている子どもには専門機関などでケアを行うとともに、学校においてはスクールカウンセラーが支援を行います。子どもの生活環境への支援が必要なときは、スクールソーシャルワーカーや外部の専門職を含めた体制により支援を行います。

また、行政や学校の関与が難しい子どものケアについては、民間支援団体等との連携を検討します。

【施策③】保健に関する支援

市外から転入してきた被害者の子どもの乳幼児健康診査や予防接種等が滞りなく受けられるよう支援を行うとともに、必要な情報提供を行います。